

## 藤沢市教育委員会定例会（10月）会議録

日 時 2008年10月3日（金）午後3時

場 所 東館2階 教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 教育長報告

(1) 平成20年9月藤沢市議会定例会の開催結果について

5 議 事

(1) 議案第20号 平成20年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定について

6 その他

(1) 平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題調査結果について

7 閉 会

出席委員

1 番 小 野 晴 弘  
2 番 鈴 木 紳一郎  
3 番 澁 谷 晴 子  
4 番 平 岡 法 子  
5 番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	落 合 英 雄	生涯学習部長	高 木 三 広
教育総務部参事	古 谷 一 幸	生涯学習部担当部長	平 綿 文 恵
教育総務部参事	茂 木 利 夫	生涯学習部参事	川 竹 律 夫
教育総務部参事	桑 山 光 生	教育総務部参事	酒 井 一 二
生涯学習部参事	熊 谷 正 明	総合市民図書館長	関 水 秀 樹
学 務 課 長	吉 田 正 彦	生涯学習課主幹	古 谷 敏 光
学校教育課主幹	吉 田 早 苗	学校教育課指導主事	吉 住 潤
生涯学習課課長補佐	中 島 淳 一		
書 記	秋 山 曜	書 記	中 山 裕 子

午後 3 時 00 分 開会

鈴木委員長

ただいまから、藤沢市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

それでは、日程に入ります。

会議録署名委員の決定ですが、本日の会議録に署名する委員は、1 番・小野委員、3 番・澁谷委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1 番・小野委員、3 番・澁谷委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

次に、前回の会議録の確認をいたします。何かありますか。

特にありませんので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、このとおりの承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

続きまして、教育長報告を行います。

平成 20 年 9 月藤沢市議会定例会の開催結果について、報告をお願いします。

小野委員

それでは、平成 20 年 9 月藤沢市議会定例会の開催結果について、ご報告申し上げます。(議案書参照)

9 月定例会の会期は、9 月 1 日から昨日 10 月 2 日までの 32 日間で開催されました。まず、教育委員会に関連する議案でございますが、すべての市立小中学校での新体力テスト実施に伴う消耗品類の整備のための「教育課程推進事業費」、市民図書館への盗難防止装置(ブックディテクション・システム)の導入に伴う、機器賃貸及び施設修繕のための「図書館システム I T 化整備事業費」及び湘南台文化センター子ども館宇宙劇場のプラネタリウム設備の機器更新に伴う、既存機器撤去及び施設修繕等のための「子ども館事業費」に係る補正予算につきましては、総務常任委員会に付託され、審議の後、本会議において可決されました。

また、報告議案といたしましては、8 月の教育委員会定例会でご審議いただきました「財団法人藤沢市芸術文化振興財団」及び「財団法人藤沢市スポーツ振興財団」の経営状況につきまして、それぞれ報告をいたしました。

次に、文教常任委員会についてご報告いたします。まず、教育委員会に関連する陳情が 3 件ございましたので、その取り扱いをご報告いたします。

陳情 20 第 10 号「国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の提出を求める陳情」の趣旨は、国に対して私学助成国庫補助金の削減方針に反対し、

増額を要望する意見書の提出を求め、県に対しては私学助成の拡充を求める意見書の提出を求めるものです。本陳情につきましては、私学助成は学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国・県が法に基づき補助等を行うものでありますが、平成 21 年度の概算要求基準では、前年度予算額から 1 %の削減が求められていること、また、県では教育条件の維持・向上、保護者負担の軽減、学校経営の健全化を基本理念に経営費補助や私立高等学校等生徒学費援助等の補助を行っている現状等をご説明いたしました。その後、質疑、討論、採択の結果、本陳情につきましては、趣旨了承となりました。

次に、陳情 20 第 11 号「藤沢市の私学助成制度拡充を求める陳情」の趣旨は、本市における私立幼稚園就園奨励費補助金・幼児教育振興助成費の拡充と私立学校生徒への就学補助制度の新設、本市における奨学金制度の充実を求めるものです。本陳情につきましては、本市では幼児教育振興事業を重要事業として位置づけ、既にさまざまな補助事業を行っており、保護者の経済的負担の軽減を図っていること、また、幼稚園園舎の耐震補強工事費補助事業を実施するなど一定の拡充を図ってきたこと、また、就学補助制度につきましては、基本的に国及び県の私学助成施策により解決すべきだと考えているため、引き続き、国・県に制度の充実を要望していくこと、奨学金制度につきましても、既に県内公立高校がこの月額授業料を目安に給付しており、これまでも状況に応じて見直しをしてまいりましたが、今年度から県内公立学校の授業料が値上げされたことを踏まえ、奨学金制度を拡充する方向で検討すること等をご説明いたしました。その後、質疑、討論、採択の結果、本陳情につきましては、趣旨不承となりました。

次に、陳情 20 第 20 号「小学校の給食費を値上げしないよう求める陳情」の趣旨は、経済的困難や貧困が広がる中、すべての子どもが安心して給食を食べられるよう、給食費の値上げをしないよう求めるものです。本陳情につきましては、学校給食は学校給食法第 6 条で施設及び整備並びに運営に要する経費は設置者の負担とし、食材費につきましては保護者の負担としていること、また、これまでも給食の質を高め、安全で安心な給食を提供するために、全校一括発注によるスケールメリットを生かしてきたことや、旬の地場野菜の利用や米飯給食の回数の増加などを行ってまいりました。しかし、昨今の給食食材の値上げの影響は大きく、必ずしも給食単価の減額につながることはならないことから、平成 21 年度から近隣の動向を見ながら、改定に向け検討せざるを得ない状況にあることなどをご説明いたしました。その後、質疑、討論、採択の結果、本陳情につきましては、趣旨不承となりました。

次に報告案件でございますが、9月の教育委員会定例会の開催前にご覧いただきました「第一中学校におけるJIS規格に適合しないレディーミクストコンクリートの使用状況とその対応について」報告いたしました。

続きまして、一般質問についてご報告いたします。藤沢市議会9月定例会では、全体で19人の市議会議員から一般質問がございましたが、教育委員会に対しましては5人の議員から6件、11の要旨にわたり33項目のご質問をいただきましたので、主な内容をご報告させていただきます。

はじめに、さつき会の三野由美子議員でございますが、「教育について」の件名で、「市立小中学校、特別支援学校の卒業式、入学式における国旗掲揚、国家斉唱について」の要旨の中で、「神奈川県教育委員会教育長から出された『入学式及び卒業式における国旗掲揚と国家斉唱の指導の徹底について』という通知をうけての対応について」とのご質問をいただきました。これには、県からの通知を踏まえ、市立小・中・特別支援学校長に対し教育長名で通知を出したこと、内容について小学校・中学校それぞれの校長会において徹底を図ったこと、これらを受けて子どもたちの思いを受けとめながら、発達段階にふさわしい入学式・卒業式を実施していることなどを答弁いたしました。

次に、藤沢市公明党の大塚洋子議員でございますが、「特別支援教育について」の件名で、「特別支援学級について」の要旨の中で、「特別指導学級の新設計画と必要とする学校に教室がない場合の対応について」とのご質問をいただきました。これには、本市の特別支援教育の方策について協議を行う「藤沢市特別支援教育協議会」から、平成19年度のまとめとして現行の8ブロック制の地区割りは当面維持し、小学校・中学校ともに特別指導学級を増やしていく必要があるとの報告がなされております。市といたしましては、これに沿う形で1ブロックにつき、小学校では2校ずつ配置する計画を進めており、引き続き検討していくこと、また、必要とする学校に教室がない場合は、当面は新設の必要性が高いブロックで、特別指導学級に転用可能な教室がある学校から順次新設することなどを答弁いたしました。

次に、湘光クラブの宮戸光議員でございますが、「産業振興策について」の件名で、「漁業振興と観光振興について」の要旨の中で、「漁師による漁業体験教室等が好評を得ているようだが、教育委員会としてどのように考えているのか」とのご質問をいただきました。これには、漁業の体験教室は、地域の人々の生活や産業について学ぶことなどをねらいとして、複数の小中学校で実施しており、身近なところで貴重な体験ができることから児童生徒や保護者から好評を得ている一方、天候に左右されやすいことや費用負担の問題等、難しい点もあるとの報告を受けております。漁業の体験教室はもと

より、さまざまな職種の職業体験等も含めて各学校が、それぞれに地域の特性を生かした体験学習を実施することが重要と考えており、体験学習の取り組みにつきましては、活動の充実と広がりを進めるよう今後も支援していくことを答弁いたしました。

続きまして、藤沢進政会の桜井直人議員でございますが、「子どもに関する施策について」の件名で、「子ども体力について」の要旨の中で、「小中学生の体力について、現状の把握と今後の対策をどのように考えているか」とのご質問をいただきました。これには、平成 19 年度に市内の小中学校で実施した新体力テストのデータからは、柔軟性や瞬発力では全国平均を上回っているものの、筋力では県平均、全国平均を下回っており、その理由として一般的に運動する時間の不足、遊ぶ場や空間が不足していると考えられること、また、対策としては来年度から新体力テストの全校実施を計画し、テスト結果の把握・分析を行い、課題に応じた体力向上の指導方法や、教育課程の工夫を進めてまいりたいことなどを答弁いたしました。

最後に、藤沢市公明党の松下賢一郎議員でございますが、「学校教育について」の件名で、「学校教育相談センターの活用について」の要旨の中で、「相談窓口を一元化したことによる効果について、相談者にとってどのようなメリットがあるのか」とのご質問をいただきました。これには、これまでは不登校、対人関係の悩み、学習、進路などの多岐にわたる相談をさまざまな事業で対応してきたことが、センターの開設により相談員が迅速に対応し、その場で児童相談所などの関係機関を紹介できるようになりました。また、学校外の他の機関で相談していたケースが、在籍校での学校教育支援相談員の支援につながった例もあり、他方面の機関連携を通して、より身近なところからの具体的な支援につながったことなどを答弁いたしました。

以上で、一般質問の報告を終わります。

最後に、平成 19 年度藤沢市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご報告させていただきます。決算特別委員会におきまして、平成 19 年度における教育行政の歳入歳出に係る内容を説明した後、質疑、討論を行い、採決の結果、認定すべきものとされ、本会議におきましても討論、採決の結果、認定されました。以上で、平成 20 年 9 月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告を終わりとさせていただきます。

鈴木委員長            ただいまの教育長報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員              学校教育相談センター開設から半年が経ち、順調に機能していると思いますが、何か不都合や改善すべき点があったら教えていただきたいと思います。

桑山教育総務部参事    相談センターは半年余り経ち、学校を回っている相談員についても、

1年前倒しで実施しておりますが、完全に定着しているという感じではなく、議員からもご指摘があったのですが、学校の体制において、その使い方が十分でない学校も見られるということがあります。センターそのものにつきましては、これまで拠点がなかったために、電話や来所しての相談は基本的に学校教育課で受ける程度でしたが、センターを開設して電話相談、来所相談を実施しております。そちらはクチコミ等で徐々に広がっていて相談数が増えてきている中で、学校に出向いている相談員は週に1回と充実が図られているのですが、逆にセンターの手が足りなくなってくる傾向があります。補正予算によって相談員を若干補充し、それらに対応するように考えているところです。

平岡委員

同じく学校教育相談センターですが、カウンセラーの人たちが各学校に必ず週に1度は行くという体制はいいと思うのですが、皆さん若いので、もう少し研修をしていただかなければいけないかなと思います。先生方も頼りにして相談ができる、あるいは子ども、保護者にとっても頼りになるものになってほしいので、大いにいい研修をしていただきたいと思うのです。研修については、すでに始まっているのか、計画があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

桑山教育総務部参事

発達に関しては巡回教育相談員、いじめとか不登校あるいは友達関係については、いじめ何でも相談という制度が統合されて今回の制度になりましたので、前身の制度のときからスーパーバイザーをお迎えしての研修会等を実施しております。現在、相談員は2週・7日の勤務で、2週の間6日間、つまり3校ずつ2週にわたって学校に行くわけです。相談センターにくる日が2週間に1日ありますので、この日を研修や情報交換の日当てて、医師あるいは大学の先生、臨床心理士等多方面のスーパーバイザーをお招きして、研修会等を行っております。

鈴木委員長

ほかにありませんか。

特にありませんので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

議事に入ります前に、議案第20号平成20年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定については、会議を公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、また、意思決定の過程における情報で、表彰に係わる事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると思います。以上の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書に該当する事件に当たると思いますので、非公開での審議といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長           ご異議がありませんので、議案第 20 号平成 20 年度藤沢市教育文化貢献者  
感謝会被表彰者の決定については、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長           次に、その他に入ります。

(1) 平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題調査結果に  
ついて、事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事   平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題調査結果に  
ついて、ご報告いたします。(議案書参照)

「暴力行為」の状況としては、平成 19 年度は前年度に比べ暴力行為の件  
数が大幅に増え、対教師暴力が 30 件、生徒間暴力が 63 件、対人暴力が 1 件、  
器物損壊が 91 件の計 185 件ありました。特に器物損壊については、スイッ  
チを壊すなどの軽微なものもありますが、18 年度の 3 倍近くに増加しており  
ます。増加の原因としては、子どもたちの行動の変容が挙げられます。ささ  
いなことからカッとして暴力を振るう生徒や、暴力行為をたびたび繰り返す  
生徒が増えております。また、器物損壊については、発見しにくい場所での  
行為が多いのが現状でございます。

次に、「いじめ」の状況としては、平成 19 年度のいじめの認知件数は、  
小学校で 37 件、中学校で 96 件の合計 133 件であり、こちらは前年度に比べ  
大幅に減少いたしました。また、133 件のうち年度末までに 100 件が解消、  
23 件が一定の解消を見ております。18 年度はいじめによる自殺が全国的な  
話題となり、また児童生徒や保護者の間にもいじめ問題についての意識が  
高まったことから、数多くの訴えや情報提供が学校に寄せられました。19 年  
度に減少した理由は、18 年度の状況を受けて各学校の未然防止に向けた取り  
組みの成果によるものと考えられます。いじめの態様別件数につきましては、  
ひやかし、からかい、悪口、脅し文句等の言葉によるいじめが 87 件で最も  
多く、仲間はずれや無視が 31 件、遊ぶふりをして叩く、蹴るなどの軽い  
暴力が 21 件、いやなことや恥ずかしいことをされる、させられるが 14 件、  
ひどい暴力が 12 件などとなっております。これは 18 年度とほぼ同じ傾向に  
なっています。

「不登校」の状況は、平成 19 年度の不登校児童生徒数の 18 年度と比べ  
ますと、小学校が 11 人増の 70 人、また、中学校 1 年生が 2 人増の 77 人、  
2 年生が 18 人増の 130 人、3 年生が 6 人増の 142 人となっており、中学校  
全体では 26 人増の 349 人です。不登校増加の原因につきましては、人間  
関係をうまく構築することができない児童生徒が増えていること、家庭の  
教育力の低下等により、基本的に生活習慣などが身につかないことが不登校  
に結びついていること、欠席を安易に容認したり、嫌がるものを無理に行か



せることはないなどと考えたりするなど、保護者の意識の変化が影響しているなどが挙げられます。不登校となったきっかけにつきましては、その他本人に関わる問題が 159 人、親子関係をめぐる問題が 73 人、いじめを除く友人関係をめぐる問題が 68 人などとなっております。18 年度もほぼ同じ傾向となっております。また、不登校児童生徒への指導結果状況ですが、指導の結果、登校する、又はできるようになった児童生徒が 148 人、指導中であり、継続した登校には至らないものの、好ましい変化が見られるようになった児童生徒が 117 人、指導中であるが、大きな変化は見られない児童生徒が 154 人です。以上で、報告を終わらせていただきます。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いします。

川島委員 この調査結果は、各学校にフィードバックされているのですか。

桑山教育総務部参事 特に不登校につきましては、毎月の調査も含めて校長会等で情報提供し、いつも意識しながら指導に当たっていただくようにしております。その他暴力、いじめ等につきましても、集計が済んだ段階で各学校に報告しております。

川島委員 最近の何か新しいいじめとか、暴力の傾向があったら教えていただければと思います。

吉住学校教育課指導主事 いじめについては、携帯電話やパソコンを使った学校裏サイトが話題になっておりますけれども、そういったツールを使ってのいじめです。18 年度は 14 件、19 年度は 11 件ございました。これは、以前にはなかったいじめかと思えます。暴力行為については、特に新しい形の暴力行為はありませんが、傾向といたしまして、大勢の子どもが集団で学校全体を荒らし回るといったようなイメージではなく、1 人の子どもになかなか指導が入らない中で、繰り返し物に当たってしまったり、教師に対して暴力を振るったりというケースが増えて、学校が対応に悩んでいるという状況はございます。

川島委員 19 年度は先生に対する暴力が 30 件、器物損壊が 91 件と 3 倍近くになっているけれども、先生に対する暴力はどういうもので、器物損壊は何を壊すのか教えていただきたい。

吉住学校教育課指導主事 対教師暴力の大半は、注意されたことに対する反発がきっかけになってということが多いです。持ってきてはいけないものを持ってきたとか、授業中に立ち歩いていることを注意されたり、また、教員に指導されたり、制止されたりすることにカッとしてしまうというような状況で、瞬発的に暴力を振るってしまうようなケースが大部分です。器物損壊については、目に見えない場所のものが多く、具体的にはトイレが 3 分の 1 を占めており、トイレのドア、仕切りの板、天井等です。これには二通りありまして、イラ

イラを解消するために殴ったり蹴ったりするケースとか、ふざけて、おもしろがって見えないところで破壊行為をするなどと大きく2つに分かれます。そのほか、廊下の壁とか、軽いケースですとスイッチを押し込んで壊してしまう。そういうことが度重なってくると、学校も苦慮し件数として挙げてまいります。金額の大きなものではガラス等もありますし、小さなものもあります。

川島委員 先生に暴力を振るった子どもたちに対して、何かペナルティー等の対応はされているのか。また、保護者を呼んでそのプロセスを話しているのかどうか。それから、器物損壊に対する弁償とかペナルティーはどうなっているのですか。

吉住学校教育課指導主事 対教師暴力への対応ですけれども、その場は、カットしておりますので、まず落ち着かせる。そして、いろいろな教員が関わる中で冷静になったところで反省をさせて、謝罪をさせる。それから保護者にも連絡して、学校に来ていただいて事情を説明し、今後どういう指導をしていくか、これは家庭との共通理解がないとなかなか子どもにも指導が入りませんので、そういったところでやっております。ただ、その辺がなかなかうまくいかないで続いて起こってしまうというケースも中にはございます。

器物損壊については、加害の子どもが特定できた場合には、本人を指導していき、直せる物は一緒に直させる。例えば壁に当てをするとか、ガラス等については家庭の了解を得て弁償していただく場合もあります。器物破損の昨年の傾向としては、誰がやったのかわからないままで情報提供を求めるけれども、なかなか出てこない。教員としてはいろいろ考えるわけですが、推測でその子どもたちに責任を取らせることはできませんので、そういった場合に指導ができない。そうするとまた新たな事案が起きやすいという状況もございます。

川島委員 口頭での注意のほかに、今後また起こすことがないように一筆取るというようなことはしていないのですか。

吉住学校教育課指導主事 反省文を書かせるというような指導は学校によってあるかと思いますが、繰り返さないためにという制約的なものは、それが話の中で意味を持つものになれば別ですけれども、一筆を取るといった事例は把握しておりません。

川島委員 口頭だけだと、言われた子どもがまた破損させるなんてことがあって、その点、微妙な青少年ですから、どこまでというのはわかりませんが、ペナルティーがあるところまでは口頭でいいけれども、一度やったものでも社会的に問題になるような可能性もあるので、何か検討されたことはあるのかどうか。

桑山教育総務部参事 義務教育の中で懲戒、懲罰的なものというのは、子どもたちに対して余りないことで、教員や校長からの言葉による指導が主なものです。議会の場でも出席停止のことが話題になりましたけれども、これも懲戒という意味合いよりは、ほかの子どもたちの学習権を守ることを中心にして行われるものなので、なかなかペナルティー的な部分というのは、ただ、悪質なものと、対教師だけでなく周りの子どもや社会的に許されない行為については、警察等関係機関と連絡を取り合いながら指導していくということは考えております。

川島委員 すぐ警察のお世話になるということではなく、そこへ行くまでの中でA B C Dとか何級かに分けて、ペナルティーではないとしても指導をしていかないと、口頭だと消えてしまうので、他市の状況も踏まえて、今までやっていたからという暗黙の中でのこともありますけれども、その辺はどうなのか。

桑山教育総務部参事 警察というのは警察に身柄を拘束させるということではなく、警察の中にも少年相談保護センターという県警がつくっている、比較的非行傾向の子どもたちを中心とした相談機関があります。また、児童相談所もありますので、そういった機関と連絡をとりながら、共に相談し、指導をしていくということでございます。

澁谷委員 この暴力等の調査は何年前から行われて、何年間からそのデータは残っていますか。また、改めていじめと不登校の定義を教えてください。

吉住学校教育課指導主事 いじめの定義ですが、18年度から変わりました。18年度のさまざまな状況を受けて、18年度の調査からは「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」。この文言自体はその前からあったのですが、これをまず表に出し、まずいじめられた児童生徒の立場に立ちなさいということで、その後続けて、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」要するに一定の人間関係のある者から攻撃を受けて苦痛を感じるものということです。17年度までは弱い者に対して一方的にと、継続的にと、深刻な苦痛とかいろいろな条件づけが入っていた。しかし、いろいろな見方があるし、いろいろないじめのケースの中で被害者の立場に立って、そういった苦痛を感じているのかどうかということを入りにするというような定義になりまして、それでいじめの件数が18年度大幅に増えたという経緯がございます。

それから不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因の背景により児童生徒が登校しない。あるいはしたくてもできない状況にあること。そして年間30日以上欠席と定義しております。主に、

児童生徒の心因的な部分というところで学校は判断しておりますけれども、このあたりで怠学ということはあります。悪く言うと「なまけ」という表現で、生活習慣的に朝起きられないのが、悩んでいて起きられないのか、怠惰で起きられないのか、判断は難しいですけれども、こういったところも現在は「不登校」に含めております。また、非行傾向にあつて、夜遊んで朝学校に来ないという状況も不登校に含んでおります。そういったことでなかなか境界線を引くのが難しい。いずれにせよ、学校が働きかける余地のある、心因的な理由で学校に来られない子どもたちを不登校と考えてよろしいかと思えます。

それから何年前からの調査ということについては、手元に資料がないのですが、かなり前から続いてきている調査でございます。

澁谷委員

定義も変わっているということですし、いじめや不登校を数字でとらえることは難しく、客観的に判断しづらいものだと思うのですが、可能でしたら推移がわかるようなデータをいただきたいと思えます。

いじめはなくなればいいですけど、特に、思春期の中学生の子たちの中でいじめがなくなるという状況は考えられないでしょう。常に、多かれ少なかれいじめがある中で子どもたちは過ごし、先生方は対応しているわけですけども、今、若い先生が増え、教師経験が少なかったり、人生経験も少なかったり、また、いじめの対応には保護者の対応も含まれてくるので、非常に大変だと思います。担任の先生が自分のクラスでいじめ等が起きたときに、同僚の先生や校長先生に相談をするということになるのですが、教育委員会としてのフォローはどのような形で行われているのか、教えていただきたいと思えます。

吉住学校教育課指導主事　ご指摘のように、若い教員が増えておりますので、若い先生はいじめに限らず暴力行為、不登校も含めた児童生徒指導の経験がございませんので、そのあたりのフォローは非常に大事でございます。学校には、児童生徒指導には組織として対応してください、というような指導を事あるごとに伝えております。中学校は比較的学年単位で対応することが多いのですが、小学校の場合、学級を1人で見えておりますので、同じ学年あるいは校長、教頭が相談に乗っていただくようお願いしております。

それから学校教育課としては、ここ2年間、初任者研修の中でいじめについての対応を講義し、実際に話し合っただけで考えさせるという研修を行っております。また、2006年度に「児童生徒指導の手引き」を先生方が児童生徒指導のヒントにできるようにということで、学校教育課で冊子をつくり、その中で暴力、いじめ、不登校等の対応について分かりやすく示しております。これについても、2年間でまたいろいろな相談機関や状況が変わって

おりますので、現在、改訂版を作成中です。

澁谷委員

1年目、2年目の先生がつかずいて、先生職を辞めてしまわないように、それは学校の中だけで解決できないところも多いと思いますので、保護者への対応の難しさも含めて、教育委員会としても積極的に関わっていただきたいと思います。

鈴木委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

次回の定例会の期日を決めたいと思います。11月28日（金）午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木委員長

それでは、次回の定例会は11月28日（金）午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時45分 休憩

この会議の経過を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員